

令和 5 年度事業計画

1 第 3 2 回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第 13 条の 3 の規定に基づく指定試験機関として同法第 10 条の試験事務を行う。

(1) 試験実施日 令和 6 年 3 月 3 日(日) 予定

(2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、
広島県、香川県、福岡県及び沖縄県を予定。

2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第 8 条の 2 の規定に基づく指定登録機関として同法第 6 条の登録事務及び免許証の交付等の事務を行う。

3 柔道整復師国家試験の改善

国家試験問題の漏洩問題を踏まえ、国民に信頼される柔道整復師の資格を付与していくため、国家試験の改善を行う。

4 認定実技審査の実施

(1) 認定実技審査員の派遣

柔道整復師養成施設指導ガイドライン（柔道整復師養成施設指導要領）に基づく実技能力の審査のため、該当校に審査員を派遣する。

なお、令和 2 年度より一人評価者制による審査を計画したが、コロナウイルスの影響により 2・3 年度は口頭試問方式に実施し、4 年度は柔道の審査項目を一部軽減して行い、5 年度からは従前より定めている一人評価性による審査を実施し、派遣計画等は認定実技審査委員会で検討する。

1) 審査日(予定) 計 6 日間

令和 5 年 10 月 29 日(日)、11 月 3 日(金・祝)、11 月 5 日(日)、
11 月 12 日(日)、11 月 19 日(日)、11 月 23 日(木・祝)

2) 場所 受審者が所属する各養成施設 87 校

3) 審査料 6,000 円 再審査料 6,000 円

(再審査が柔道整復実技、柔道実技のどちらか一方の場合は 3,000 円)

(2) 認定実技審査のデータ収集

認定実技審査の信頼性、妥当性を検証するためアンケート等のデータ収集を行い活用する。

5 柔道整復師施術管理者研修会の実施

平成30年4月から柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の届出の際に実務経験と施術管理者研修の受講が要件となった。

施術管理者研修は、16時間以上2日程度の受講が必要であり、施術管理者として適切な保険請求を行うとともに質の高い施術を提供できることを目的とし、厚生労働省から当該研修「登録研修機関」の指定を受け、施術管理者研修を実施する。

なお、研修実施方法については、新型コロナウイルス感染症拡大防止策のためにオンラインを主体とする。

- 1) 開催回数等 全国10回程度
- 2) 受講者数 3,300人程度
- 3) 受講料 20,000円

6 柔道整復師卒後臨床研修について

柔道整復師として医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる施術技術の修得、幅広い知識と高度な技術の修得等を通じ資質の向上を図ることとして平成17年4月から実施し、平成29年度で廃止したところであるが、研修を修了した柔道整復師の修了認定及び修了者を財団ホームページ上で公開する。

7 健康柔体操指導者資格について

健康柔体操指導者資格取得講習会は、高齢化を迎えて国民が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせる明るい活力のある長寿社会を目指すため、伝統武道の柔道を基本とする呼吸法や動作を活用した「健康柔体操」を創作し健康増進を図るため平成4年度より開催し、5年毎に健康柔体操指導者資格取得講習会を開催して、これまでに6回の資格取得講習会が実施された。

前回は平成30年度に行われ、講習修了者は42名であった。この健康柔体操指導者資格取得者の認定期間が令和5年8月までとなっており、更新にあたっては受講者数が少なく非効率であり、永久資格にするとの意見もあるため、認定期間までに柔体操について委員会を開催し、検討を行い今後の対応方針をまとめて対処する。